

第4 1 回共同通信社杯競輪開催ファンサービス業務 公募型プロポーザル仕様書

1 業務名

第4 1 回共同通信社杯競輪開催ファンサービス業務

2 業務場所

福井市長が指定する場所

3 委託期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

※共同通信社杯開催期間：令和7年9月12日から令和7年9月15日まで

4 目的

第4 1 回共同通信社杯競輪（以下「共同通信社杯」という。）開催において、特別競輪の開催にふさわしいファンサービス（イベント）を実施し、売上増加・新規競輪ファンの獲得を目的とする。

5 業務内容

(1) WEBキャンペーン

① 世代別応援キャンペーン

ア 共同通信社杯の特徴である世代別戦（他の特別競輪と比較し、若手選手がより多く選抜されること）を色濃くアピールしたWEB企画を実施すること。

イ 開催1か月前までに専用サイトを立ち上げ、主にWEBやSNSを活用し告知を行うこと。

② 競輪予想対決特別サイト

ア 日刊紙記者、競輪解説者又はAI等の予想対決企画を実施すること。

イ 開催1か月前までに専用サイトを立ち上げ、主にWEBやSNSを活用し告知を行うこと。

(2) ファンサービス（イベント）

① 幅広い世代の来場者及び車券購買の促進、かつ福井のPRに繋がるファンサービス（イベント）の企画を実施すること。

② 屋外イベント広場に特設ステージを設置したうえ、幅広い年齢層の集客を図れるよう、著名な芸能人やキャラクター等によるステージイベントの企画を実施すること。ただ

し、ステージイベントが実施できない場合は、中継、WEB配信等により対応すること。

- ③ 開催期間中、飲食を主とした屋台・ケータリング等によるグルメイベントの企画を実施すること。ただし、福井の名物である「油揚げ」及び「ソースカツ丼」については、必ず出店すること。また、電力については、発電機を用意して供給すること。なお、「やきとりの名門 秋吉」については、発注者から別途出店依頼を行う。
- ④ 競輪解説者（元選手等）による予想会を実施すること。なお、当該業務については、福井競輪場の番組制作・映像配信業務等を行っている下記業者に委託すること。
概算費用は、1,584,000円（税抜）とし、受注者が下記業者に支払う金額は、当該委託契約の代金に含めること。
（会社概要） 株式会社JPF 代表取締役 渡辺 俊太郎
〒102-0071 東京都千代田区富士見2丁目4番11号
（担当窓口） 西日本事業所 木村 哲也（TEL：0776-34-7286）
- ⑤ 競輪の社会貢献性をPRするため、（公財）JKAが補助を行う「競輪とオートレースの補助事業」の補助を受けた事業者の活動内容のパネル展示等を行うこと。

（3）場内外装飾

① 制作の方向性

開催キービジュアル（ポスターデザイン）を使用したインパクトのある看板、サイン、のぼり旗等を制作し競輪場内外を装飾すること。

② 特記事項

ア 装飾期間は令和7年8月下旬から開催最終日までとする。

イ 装飾に必要な資材、材料及び制作に係る費用はすべて受注者の負担とする。

ウ 開催終了後は、直ちに装飾前の状態に復旧すること。

（4）ファンサービス品の制作

① 制作内容の方向性

共同通信社杯及び福井競輪を広くPRできるグッズを制作すること。

② 制作物

ア 来場者向けのファンサービス品（数量は別途協議するものとする）

イ 容易に持ち運びが可能なもの

（5）備品の用意

本業務における備品については、可能な限り受注者側で用意すること。

また、共同通信社杯では、本業務以外でも企画内容を実施するため、別途、屋外用テ

ントや机、椅子等の備品の用意・設置を行うこと。（数量は別途協議するものとする）

(6) 全体に関する業務

- ア 出演者の謝礼等に関すること。
- イ 出演者等との連絡調整、移動宿泊に関すること。
- ウ 企画、演出、台本、資料等の制作に関すること。
- エ スタジオ設営、機材の搬入、搬出に関すること。
- オ 会場内の整理、運営スタッフの配置に関すること。
- カ 業務遂行スケジュール、トラブル等発生時の対応に関すること。
- キ 記録紙の制作及び事業の記録、保存に関すること。
- ク 関係団体を含めた会議等を行う場合は、出席すること。

6 委託料の支払

発注者は、業務完了後受注者の請求に基づき正当な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

7 留意事項

- (1) 必要に応じ、様式、施設図、発走予定時刻等を電子データ等で提供する。
- (2) バンク内観戦、高校生レース等、バンクを使用したファンサービス（イベント）等は提案しないこと。
- (3) 別で実施するため、（一社）日本競輪選手会福井支部所属選手を起用したファンサービス（イベント）等は提案しないこと。
- (4) 関係団体との連携を密にし、業務を実施すること。
- (5) 式典・番組制作業務の受託業者との連携を密にし、相乗効果を図ること。
- (6) 急遽イベントの全部又は一部を中止等することがあるため、業務の受託後、発注者との事前協議等に応じること

8 その他

- (1) 受注者が制作した成果物の著作権については、別紙「著作権等取扱特記仕様書」によること。
- (2) この仕様に定めのないものは、発注者と協議すること。

著作権等取扱特記仕様書

（著作者人格権等の帰属）

第1 本件契約に基づき受注者が制作した成果物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受注者に帰属する。

（著作権の譲渡）

第2 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 前項に関し、次のいずれかの者に成果物の著作権が帰属している場合には、受注者はあらかじめ受注者とその者との契約により当該著作権を受注者に譲渡させるものとする。

（1）受注者の従業員

（2）本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

（著作者人格権の行使等）

第3 受注者は、発注者に対し、成果物が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が著作物に表示した著作者名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変することがあることをあらかじめ承諾する。ただし、発注者はこれらの改変であっても、成果物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

（保証）

第4 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

2 本特記仕様書の定め反した取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。